

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成26年1月18日付けで、実施機関に対し、『平成18年9月28日にまとめられた「岐阜県再生プログラム」の決裁文書（決裁の鑑、決裁に添付された案及び付属資料等の一式）』の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、不存在を理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月30日付け行第146号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成26年2月6日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、非公開とされた公文書の検索及びその公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び非公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

(1) 「岐阜県再生プログラム」は、岐阜県史上かつてない規模の重大かつ深刻な不祥事である不正資金問題に関して、厳正な処分、資金の返還、信頼回復に向けての再発防止策をまとめたもので、このような重要な文書を意思決定した決裁文書が存在しないとは到底考えられない。

(2) 実施機関は、知事自らが「岐阜県再生プログラム」を作成したため、決裁文書が存在していないと説明しているのに、保管されている完結文書に、知事自らが作成した旨の署名又は押印（サイン）がなされているか確認を求める。

署名又は押印（サイン）がなければ、当該説明は詭弁に過ぎない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、非公開決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 「岐阜県再生プログラム」の作成に至る経緯について

「岐阜県再生プログラム」は、次のような経緯により作成された。

(1) 平成18年7月5日、新聞報道により、岐阜県におけるいわゆる「不正資金問

題」が発覚し、知事は同日付けで県内部の資金調査チームを立ち上げ、以後1ヶ月にわたり現職及び退職職員に対するヒアリング調査、書面調査を中心に説明を行った。

- (2) また、同月24日には弁護士3名で構成される「プール資金問題検討委員会」を設置し、同委員会からは同年9月1日に報告書が提出された。
- (3) さらに、県議会の諮問機関として同月14日に「不正資金問題調査検討委員会」が設置され、同委員会からは同月26日に中間答申が報告された。
- (4) 知事は、これら(1)から(3)までに掲げる各調査結果等を踏まえて、同年9月28日付けで、厳正な処分、資金の返還、信頼回復に向けての再発防止策から構成される「岐阜県政再生プログラム」を自ら作成し、県として公表した。

2 本件請求対象文書の不存在について

「岐阜県政再生プログラム」については、その作成において、知事は職員による特別チームを複数置き、「処分」に関する部分、「返還」に関する部分、「再発防止策」に関する部分について、各チームに同時並行して素案を作成させ、最終的に各素案に知事自らが手を加えた上で完成させており、決裁文書が存在していない。

3 不存在の妥当性について

知事自らが作成した文書について決裁文書が存在しないことは、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号。以下「公文書規程」という。）及び岐阜県事務決裁規程（昭和43年岐阜県訓令甲第19号。以下「事務決裁規程」という。）に照らしても、特に問題があるものではない。

(1) 公文書規程上の取扱いについて

公文書規程は、「事務の処理は、文書によって行うことを原則」（第3条）と規定している。

「岐阜県政再生プログラム」は文書によって作成されているが、職員ではなく知事が自ら作成し意思決定しており、知事の他に意思決定の過程に関わる者がいない。

また、公文書規程第15条は「文書の起案」を、同第20条は「文書の回議」を規定しているが、知事が自ら作成した文書について起案又は回議を行わなければならないとする規定もない。

なお、公文書規程第36条は「完結文書の整理及び保管」を規定しているが、完結文書である平成18年9月28日当初の「岐阜県政再生プログラム」（以下「完結文書」という。）そのものについては保管されている。

(2) 事務決裁規程上の取扱いについて

事務決裁規程は、第3条で「知事決裁事項の基準」を規定しているものの、知事自らが作成した文書について決裁を行わなければならないとする規定はない。

(3) 知事の署名又は押印（サイン）について

保管されている完結文書には、知事自ら作成した旨の署名等の記載はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求対象文書の存否について

異議申立人は、本件請求対象文書として、「岐阜県政再生プログラム」の決裁文

書を明示した上で、当該文書の存在を前提に、本件処分を取り消し、その検索及び公開することを求めているのに対し、実施機関は、請求文書は存在していないと主張している。

当審査会においても、審査の過程において、実施機関から、「岐阜県再生プログラム」の作成に至る経緯の説明を受けるとともに、本件請求対象文書に該当する公文書は存在しないとの回答を得ている。

この点、公文書規程及び事務決裁規程には、知事が自ら作成した文書についての規定が存在しないことが認められ、本件請求対象文書が存在しないことが不合理とまではいえない。

加えて「岐阜県再生プログラム」の作成に至る経緯等を踏まえると、本件請求対象文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明にも不合理、不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情又は本件請求対象文書を作成すべき特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求対象文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

なお、異議申立人は、完結文書に、知事自らが作成した旨の署名又は押印（サイン）がなされているか確認を求めているため、当審査会において実施機関に再度確認したところ、署名又は押印（サイン）はないとの回答を得ている。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成26年2月10日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年3月5日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成26年3月6日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成26年3月9日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成26年4月17日 (第124回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成26年6月4日 (第125回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成26年7月17日 (第126回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	元岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	H26.5.31まで

	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	和田 恵	弁護士	H26.6.1から

(五十音順)